

## 看護科長による超勤命令を徹底するため、 看護長は残業の事実を正確に看護科長に報告を。

### …07年度36協定「覚書」に明記

#### 36協定書に定める看護職員の超勤事由に関する覚書

平成19年度神経病院36協定の別記1について、下記の事項を看護職員の超勤事由とする。  
看護科管理職は、監督者である看護長が把握した業務の状況を踏まえ、超過勤務命令を徹底する。

#### 記

- ①新人看護師への指導等プリセプター業務
- ②病棟カンファレンス
- ③院内会議
- ④看護計画の立案・記入、退院・転院サマリーの作成など看護記録
- ⑤退院指導等患者・家族への対応
- ⑥医師の指示受けと処理
- ⑦手術・処置

平成19年6月29日

都立神経病院事務局次長

野口 誠

都庁職衛生局支部神経病院分会長

松本 千恵子

36協定は本来、超勤規制のための労使協定です。労基法第36条で義務づけられているため、「サブロク協定」と呼ばれています。都庁では毎年7月から更新しています。都庁では、都庁職が総務局と「基本協定」を結び、本庁を除き出先事業所で一斉に交渉・締結されています。労基法では超勤理由や協定の期間などは、同一の会社であっても、事業場ごとに結ぶこととされていますが、都の職場において分会交渉で超勤理由などの文言を変更させることはありません。本部の「基本協定」が現場を拘束することじたい労基法違反です。

神経病院分会では、超勤理由を36協定では一言一句変更させないことを補うため、昨年からの36協定の付属文書として、分会長と事務次長の「覚書」を結んでいます。07年度の「覚書」は上記のとおりです。今年の特徴は、「看護科管理職は、監督者である看護長が把握した業務の状況を踏まえ、超過勤務命令を徹底する。」という文章を追加したことです。看護科長・担当科長は常に病棟の様子を見ているわけではありませんから、看護記録の作成など①から⑦の超勤理由があれば、看護長は超勤の実態を正確につかんで、科長に報告しなければならない、ということです。この「覚書」の趣旨は看護長会で徹底している、と次長は言っています。また、「サービス残業」は事実を具体的に次長に報告してほしい」と再三分会に言っています。もし、現場でこのルールに違反することがあったら、書記長まで連絡して下さい。

We want Bread but Roses too.

生きるための糧(かて)、そして人間らしく働くための「尊厳」「夢」

[ska@mte.biglobe.ne.jp](mailto:ska@mte.biglobe.ne.jp)